

## 平成29年度青森県未来を変える元気事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、市町村が自発的、主体的に取り組む地域特性を活かした地域づくりを支援するため、市町村が行う未来を変える元気事業に要する経費について、平成29年度予算の範囲内において、当該市町村に対し、青森県未来を変える元気事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助事業、補助対象経費及び補助金の額)

第2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

### (申請書等)

第3 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 別表に掲げる補助事業のうち、総合戦略推進事業に該当する場合にあっては、総合戦略推進事業申請調書（第2号様式）
- (2) 間接補助事業を市町村以外の団体により実施する場合にあっては、当該団体の規約、役員、事業計画及び収支予算に関する書類。ただし、住民又は町内会等住民の団体に対する補助金の交付等で間接補助事業を公募する場合は、この限りでない。
- (3) 補助、貸付等の制度を設ける場合にあっては、当該制度に関する書類
- (4) 施設又は設備を整備する場合にあっては、施設の種類、規模構造、設備、事業費等整備の概要に関する書類（図面を含む。）。ただし、規則第19条の規定による処分の制限の対象とならない場合は、この限りでない。
- (5) その他事業に関して知事が別に指示する場合にあっては、当該指示する書類

### (補助金の交付の条件)

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更で次に掲げる場合には、あらかじめ事業内容変更承認申請書（第3号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
  - ①補助対象経費の総額の増額
  - ②補助対象経費の総額の20パーセントを超える減額
  - ③いずれか一つの経費区分における補助対象経費の30パーセントを超える増減若しくは1,000千円を超える額の増減。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、事業中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを平成30年4月1日から5年間保管しておくこと。
- (5) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。

- (6) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産について、財産管理台帳（第5号様式）その他関係書類を第11に規定する期間中、整備保管すること。
- (7) 補助事業により取得した財産を知事の承認を受けて処分したことにより収入があった場合において、知事の定めるところにより、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (8) 間接補助事業者に対し、間接補助事業の状況、間接補助事業の経費の収支その他間接補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付けさせ、これらを平成30年4月1日から5年間保管させること。
- (9) 間接補助事業者に対し、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用させ、譲渡させ、交換させ、貸付けさせ、又は担保に供させないこと。ただし、知事の承認を受けた場合には、この限りではない。
- (10) 間接補助事業者に対し、法令、規則及びこの要綱の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく知事の命令を遵守するために必要な条件を付すること。

（申請の取下げの期日）

第5 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

2 交付の申請の取下げは、交付申請取下書（第6号様式）を知事に提出して行うものとする。

（補助金の交付方法）

第6 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が必要であると認めるときは、概算払により交付することがある。

（補助金の請求）

第7 補助金を概算払により請求する場合は、補助金概算払請求書（第7号様式）の提出により行うものとする。

（状況報告）

第8 規則第10条の規定による報告は、平成29年12月31日現在の状況を記載した事業状況報告書（第8号様式）を翌月15日までに知事に提出して行うものとする。ただし、当該期日前に規則第12条の規定による報告がされた場合は、その提出を要しないものとする。

（実績報告）

第9 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は平成30年4月20日のいずれか早い期日までに事業完了（廃止）実績報告書（第9号様式）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業に係る契約書、検査調書及び支払を証する書類の写し
- (2) 事業の実施状況を証する写真
- (3) 補助、貸付等の制度を設けた場合にあつては、当該制度及びその実績に関する書類
- (4) 施設又は設備を整備した場合にあつては、施設の場所、工事等の種類、規模構造、設備、事業費等整備に関する書類（図面を含む。）
- (5) 地方債を充当した場合にあつては、当該地方債に係る事業計画書の写し
- (6) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産が有る場合にあつては、財産管理台帳（第5号様式）の写し
- (7) その他事業に関して知事が別に指示する場合にあつては、当該指示する書類

(処分の制限を受ける財産)

第10 規則第19条第4号の規定により処分の制限を受ける財産は、1件の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第19条第5号の規定により処分の制限を受ける財産は、1件の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の工作物とする。

(処分の制限を受ける期間)

第11 規則第19条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。ただし、第10第2項に該当する工作物にあつては、5年間とする。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、補助事業に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月7日から施行する。

別表（第2関係）

<p>補助事業</p>	<p>(1) 通常事業 市町村が自発的、主体的に取り組む地域特性を活かした地域づくりのための次に掲げる各事業（以下「地域づくり事業」という。）とする。ただし、国若しくは県の補助金の対象となる事業又は地方債を充当（予定を含む。）する事業のいずれかに該当する事業は除くものとする。 ① 地域を支える人材の育成を目的とする事業 ② 地域の産業振興又は雇用機会の創出を目的とする事業 ③ コミュニティ活動の再生等地域力の向上を目的とする事業 ④ 誰もが健康的に安心して暮らせる環境づくりを目的とする事業 ⑤ 地域振興における重要な課題等の解決を目的とする事業 ⑥ ①から⑤までに掲げる事業を複合する事業</p> <p>(2) 総合戦略推進事業 地域づくり事業で、市町村が定める総合戦略（まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に定める「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」をいう。以下「市町村総合戦略」という。）に基づき実施する取組のうち、知事が特に認める事業。</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>市町村が行う補助事業に要する経費で、次に掲げる経費を除くものとする。 (1) 市町村の職員の人件費（補助事業の実施のため資格や技能を有する者を新たに雇用する必要がある場合を除く。）及び施設の管理費等経常的経費 (2) 補助事業以外の事業に係る経費との区分を客観的に証することができない経費 (3) 債務の償却又は損失の補てんに充当する経費 (4) 前払費用、基金その他の年度を超えて費消される経費 (5) 事業目的や社会通念に照らして必要性が乏しいと知事が判断する経費</p>
<p>補助金の額</p>	<p>次に掲げる事業毎に上限額以内の額で補助対象経費に補助率を乗じた額以内の額（千円未満の端数切捨て）</p> <p>(1) 通常事業 補助率：財政力指数が0.2未満の市町村 3分の2 財政力指数が0.2以上0.5未満の市町村 2分の1 財政力指数が0.5以上の市町村 3分の1 上限額：5,000千円</p> <p>(2) 総合戦略推進事業 ア 平成29年度以降に新たな内容で実施する事業 補助率：3分の2 上限額：10,000千円 イ 平成28年度青森県未来を変える元気事業費補助金交付要綱に基づき実施した事業と同一又は同一とみなされる事業で平成29年度に継続して実施する事業 補助率：3分の2 上限額：要件①に該当する事業 10,000千円 要件②に該当する事業 5,000千円 要件：① 2以上の市町村が同一の目的で連携して行う事業 ② 1市町村が単独で行う事業</p>

注) 財政力指数は、補助を受けようとする年度の前3ヶ年度の平均を適用する。